

鳥取市鳥取果樹カメムシ被害対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市鳥取果樹カメムシ被害対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、令和6年に大量発生した果樹カメムシ類による梨柿等での甚大な被害を踏まえ、今後の対策として有効な果樹の網かけ施設の整備及び高機能な多目的防災網への更新を推進し、併せて各種虫害、鳥害、気象災害等への対策を強化することにより、本市果樹の安定生産に向けた基盤整備づくりに資することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1の第1欄に掲げる事業とする。

(交付対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、別表第1の第2欄に掲げる者とする。

(補助金の額の算定)

第5条 本補助金は、別表第1の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額（ただし、1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）又は同欄に定める額以下で算定し、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付申請等)

第6条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）である場合又は仕入控除税額が明らかでない場合は、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に別表第1の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

4 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、補助金の増額又は事業内容の追加以外の変更とする。

(着手届を要しない場合)

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第9条 本補助金の実績報告は、本補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での補助事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、その日から速やかに提出しなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けた者(次項において「当該補助事業者」という。)は、実績報告に当たっては、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 当該補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、確定次第様式第2号により速やかに市長に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第10条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間)とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の器械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(収益納付)

第11条 本補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月15日から施行し、令和7年度の補助事業から適用する。

別表第1(第3条、第4条、第5条関係)

1 補助対象事業		2 事業実施主体	3 補助対象経費 ※(1)	4 補助率等			備考
事業名	細事業名			補助率等			
果樹カメムシ被害対策事業	多目的防災網更新支援事業	農業協同組合 生産組織 農業公社 認定農業者 認定農業者に準ずる者 果樹産地構造改革計画 (産地計画)において担い 手と定められた者※(6)	高機能を有する多目的防災網への更新に係る経費	1/2 (上限300千円/10a)			○事業実施主 体、事業内容及 び留意事項の詳 細は、鳥取県果 樹カメムシ被害 対策事業実施要 領による。
	網かけ施設整備支援事業		網かけ施設の整備に係る経費	別表第2の1及び2以 外の取組	別表第2の 1の取組	別表第2の2 の取組	
			①新甘泉、二十世紀、王秋(特別対策梨品種)	1/2 ただし、新植・全面改 植(※(2))による網か け施設の整備は2/3	※(3)	1/4 ※(4)	
			②ジョイント栽培を行う梨全品種 (ただし、①の品種を除く)	1/2		1/6 ※(5)	
	③ ①②以外の梨品種 柿全品種		※(3)				

- ※(1) 補助対象経費が工事請負費及び委託費の場合は、県内事業者が施工又は実施したものに限り補助対象とする。
ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と市が認めた場合については、この限りでない。
- ※(2) 間植えによる改植や高接ぎ更新であっても、果樹棚及び網掛け施設の整備時に対象品種への転換が完了している場合は全面改植とみなす。
- ※(3) 2分の1から国事業の補助率を差し引いた補助率以内とする。
- ※(4) 4分の3から国事業の補助率を差し引いた補助率以内とする。
- ※(5) 3分の2から国事業の補助率を差し引いた補助率以内とする。
- ※(6) 認定農業者、認定農業者に準ずる者、産地計画において担い手と定められた者については、本課担い手支援係の管理リスト又は鳥取いなば農業協同組合による産地計画の担い手リストに掲載されている者とする。

別表第2

取 組 内 容	
1 国事業の取組	(一社)鳥取県果実生産出荷安定基金協会の所有する国事業(果樹経営支援対策事業等及び先導的果樹取組支援事業:補助率1/2以内)により網かけ施設の整備を行うもの。
2 やらいや果樹園整備の取組	梨栽培が継続出来なくなった場合には新たな生産者へ継承する果樹園として園主が所属する生産組織が登録し(以下登録園を「やらいや果樹園」という。)、果樹園の流動化や担い手確保に関する取組みを行うもの。 なお、網かけ施設の整備は、国事業を併用して事業実施する場合に限り対象とし、改植(既存樹の間植えの場合)及び高接ぎ順次更新による品種転換途中の園を除いて対象とする。

様式第1号(第6条、第9条関係)

年度鳥取市鳥取果樹カメムシ被害対策事業計画及び収支予算(事業実績及び収支決算)書

第1 事業実施方針(実施結果)

第2 事業の内容

細事業毎に別紙1、2のとおり

第3 事業費の内訳

対象事業	事業費	負担区分			備考
		市町村費	基金協会	事業実施主体	
	円	円	円	円	
合計	0	0	0	0	

第4 収支予算(又は決算)

1 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
市補助金 基金協会補助金 事業実施主体	円	円	円	円	
合計	0	0	0	0	

2 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計	0	0	0	0	

第5 事業完了予定(又は完了)年月日

年 月 日

第6 県内事業者への発注が困難である場合の理由(別表第1のただし書※(1)の申請を行う場合)

第7 他の補助金の活用の有無(有・無)

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」いずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。

第8 生産者の事業実施主体の要件

※別表第1の第2欄の認定農業者及び順ずる者、産地計画に定められた担い手等のいずれかを記載してください。

※複数の生産者が事業を実施する場合、本欄には別記1のとおりと記載し、別記1の備考欄に記載してください。

第9 消費税の取り扱い(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者)

※事業実施主体が該当するいずれかに○をしてください。

※複数の生産者が事業を実施する場合、本欄には別記1のとおりと記載し、別記1の備考欄に記載してください。

別紙1(多目的防災網更新支援事業)

事業の内容

1 事業内容

事業実施主体名	
---------	--

多目的防災網の規格			地域名	生産者名	果樹園所在地	品目名 ・ 主な 品種名	面積	事業費	備考
目合い	糸の太さ	重量							
mm	dtex	g/m ²					a	円	
計									

2 添付資料

- (1)多目的防災網のカタログ等:規格が分かるもの
- (2)位置図 :任意様式
- (3)費用の根拠資料及び図面:任意様式
- (4)現況写真(又は完成写真)
- (5)県内事業者への発注が困難であることを示す根拠資料(別表1のただし書※(1)の申請を行う場合)

※留意事項

- ・多目的防災網の規格について、目合いは縦・横の長さ、角目又はバツ目、糸の太さは縦糸・横糸、重量は1㎡あたりのグラム重量を記載すること(記載例:順に6×6、角、500×500、85)。
- ・消費税の取り扱い(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者)を備考欄に記載すること。
※様式第1号に記載した場合は、不要。
- ・生産者の事業実施主体の要件(別表第1の第2欄の認定農業者及び準ずる者、産地計画に定められた担い手等)を備考欄に記載すること。※様式第1号に記載した場合は、不要。

別紙2(網かけ施設整備支援事業)

事業の内容

1 事業内容

事業実施主体名	
---------	--

(1) 国事業の取組

区分	受益		施行箇所数	事業費	負担区分			備考
	戸数	面積			市費	基金協会	事業実施主体	
・網かけ施設	戸	a	カ所	円	円	円	円	市・協会1/2
合計								

注)負担区分の基金協会の欄は、一般社団法人鳥取県果実生産出荷安定基金協会からの補助金額を記入すること。

(2) やらいや果樹園整備の取組

区分	受益		施行箇所数	事業費	負担区分			備考
	戸数	面積			市費	基金協会	事業実施主体	
①特別対策品種 (新甘泉、二十世紀、王秋) ・網かけ施設	戸	a	カ所	円	円	円	円	市3/4又は市・協会3/4
小計								
②ジョイント栽培 梨全品種(①を除く) ・網かけ施設								市2/3又は市・協会2/3
小計								
③ ①②以外の梨品種、柿全品種 ・網かけ施設								市1/2又は市・協会1/2
小計								
合計								

(3) (1)(2)以外の取組

区分	受益		施行箇所数	事業費	負担区分			備考
	戸数	面積			市費	基金協会	事業実施主体	
①特別対策品種 (新甘泉、二十世紀、王秋) ・網かけ施設	戸	a	カ所	円	円	円	円	市1/2又は2/3
小計								
② ①以外の梨柿品種 ・網かけ施設								市1/2
小計								
合計								

2 添付資料

- (1) 事業実施箇所別一覧(別記1)
- (2) 位置図
- (3) 実施設計書(又は出来高設計書): 任意様式
- (4) 現況写真(又は完成写真)
- (5) 果樹経営支援対策整備事業実施計画(実績報告)兼果樹未収益期間支援事業対象者申告書(確定報告)の写し(国事業による新植、改植、高接ぎ、かん水施設又は園内道の整備の場合)
- (6) 生産組織のやらいや果樹園の登録を示す書面の写し(やらいや果樹園の取組の場合のみ。交付申請時は省)
- (7) 融資計画(別記4、事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合)
- (8) 県内事業者への発注が困難であることを示す根拠資料(別表第1のただし書※(4)の申請を行う場合)
- (9) 各費用の根拠資料

別記1(網かけ施設整備支援事業)

事業実施箇所別一覧

1 事業内容

事業実施主体名	
---------	--

(1) 国事業の取組

区分	地域名	生産者名	果樹園所在地	導入品目・品種	面積	事業費	備考
網かけ施設					a	円	
計							

(2) やらいや果樹園整備の取組

区分	地域名	生産者名	果樹園所在地	導入品種名	面積	事業費	備考
網かけ施設					a	円	
計							

(3) (1)(2)以外の取組

区分	地域名	生産者名	果樹園所在地	導入品種名	面積	事業費	備考
網かけ施設					a	円	
計							

※留意事項
<ul style="list-style-type: none"> ・網かけ施設の整備で、棚等の骨組み部分と網部分を分けて施工する場合は、備考欄に網部分の整備予定年度を記載すること。(記載例:「網部分はR7年度整備予定」) ・(3)で網かけ施設の整備をする場合は、備考欄に品種の導入方法(新植・改植(全面又は間植え)・高接ぎ)を記載すること。 ・消費税の取り扱い(一般課税事業者・簡易事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者)を備考欄に記載すること。 ※様式第1号に記載した場合は不要。 ・生産者の事業実施主体の要件(別表第1の第2欄の認定農業者及び準ずる者、産地計画に定められた担い手等)について備考欄に記載すること。※様式第1号に記載した場合は、不要。

別記2(網かけ施設整備支援事業)

融資計画

種目・項目	補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し 金融機関から融資を受ける場合の融資の内容			
	融 資 名 (制度・その他)	金融機関名・融資を 受けようとする金額	償還年数	その他
計		円	年	

年 月 日

鳥取市長 様

氏名

印

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け鳥取市指令受 第 号で交付決定のあった鳥取市鳥取果樹カ
メムシ被害対策事業費補助金について、鳥取市鳥取果樹カメムシ被害対策事業費補助
金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---|---|
| 1 鳥取市補助金等交付規則第12条の2に基づく確定額 金 | 円 |
| (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | |
| 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 | 円 |
| 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 金 | 円 |
| 4 補助金返還額(2から3の額を差し引いた額) 金 | 円 |
| 5 添付資料 | |
| (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類 | |
| (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し) | |
| (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表(写し) | |

様式第2号 別紙(第9条関係)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳
 - (1) 補助対象経費(補助金の使途)の内訳

区分	課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
		課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応 分		
経費の内訳						

(2) 課税売上割合 %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法